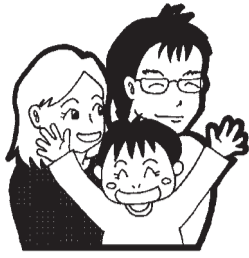


2024年 春季号
第51号

みらい川崎市議会議員団
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
TEL.044-200-3355
FAX.044-245-4135



みらい川崎市議会議員団 川崎市議会議員 **立憲民主党**

おだ かつひさ PRESS

〒216-0003
川崎市宮前区有馬6-6-1 五十嵐ハイツ102号
TEL & FAX : 044-856-5456
E-mail: odakatsu90@gmail.com
URL http://odakatsu.com/



具体的な提言
確実な実行

2024年4月から新しい 『いきいき長寿プラン』がスタートします

地域で高齢者を支える「地域包括支援センター」の改善がカギに

宮前区
ミライづくり
プロジェクト

『いきいき長寿プラン』——これは2026年までの3年間の「高齢者施策」及び「介護保険給付サービスの見込み量と保険料」を定めたものです。

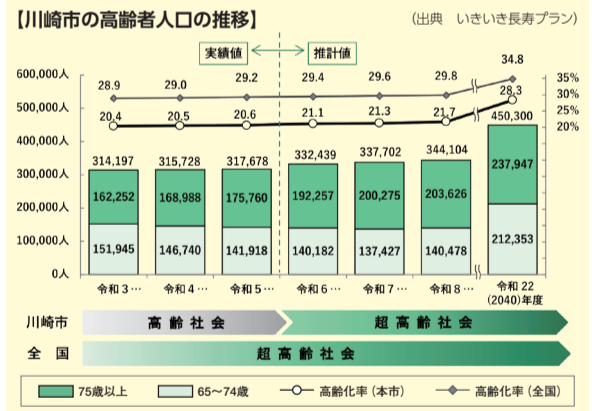
地域の高齢者の皆さんからいただく実際の課題を参考にしながら、地域で安心して生活を続けることのできる「高齢者福祉サービス」の実現に向けて、昨年6月から継続的に議論を続けてきました。介護従事者の皆さんからもご意見をお聞きして、課題の整理も行いました。

その結果、地域で高齢者の生活をささえる「**地域包括ケアシステム**」の要となる「**地域包括支援センター**」および「**ケアマネージャー**」の業務負担の見直しと軽減、が主要の論点となりました。さらに、「**介護予防**」への取組みの強化にも注力いたしました。

「地域包括支援センター」の人材確保と業務の効率化

「主任ケアマネージャー」が不在のセンターがあるなど、センターの人員確保とさらに業務効率化が最大の課題です。実際に、主に地域の高齢者を対象とする「総合相談支援業務」など、個々人の抱える課題が軽度の段階から早めにかかわることで、生活課題が深刻化するのを防ぎます。

センターの業務の軽減を図るため、介護保険法改正により4月からセンターの総合支援業務の一部を居宅介護支援事業所(ケアマネ事業所)など地域の関係機関に委託することが可能となりました。



ケアマネージャーの不足について

まず実態の把握からスタートしました。昨年秋に行った、市による「川崎市介護支援専門員連絡会」実態調査によると、「ケアマネの担い手不足を感じる」「ケアマネを続けることが難しい」と回答した割合はそれぞれ90%を超えています。

この理由や原因については、「作成書類の多さ」「ケアマネとしての本来業務以外の対応を求められる」といった業務過多の状況、さらには「利用者への責任の重さ」「資格継続の負担感」といった職の負担であることが明らかになりました。

議会において対応を求めたところ、昨年12月から、市の「介護認定調査」にモバイル端末を導入することで効率化を図り、ケアマネ事業所への認定調査委託業務の縮減を開始しました。

実際の「センター長会議」での聞き取りでは、「区役所などとの連携の強化」「介護保険手続きのデジタル化」など、具体的にご意見をいただきました。ケアマネージャーの業

務軽減と処遇改善は重要課題です。

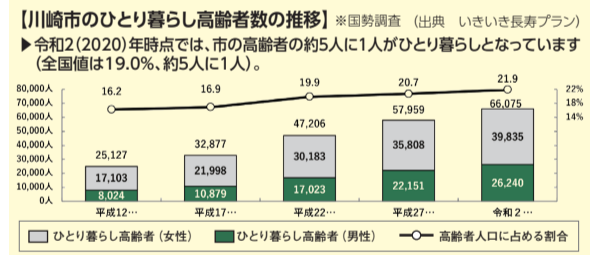
「生活支援コーディネーター」の配置

「センターの業務の軽減と関係機関との連携」については、「小規模および看護小規模多機能型居宅介護事業所」などに配置を進めている「生活支援コーディネーター」との連携の仕組みを強化することが、当面の方策の柱になっています。

「生活支援コーディネーター」とは、高齢者の生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす専門職です。現在、全市の22か所に配置されていますが、宮前区は1つの事業所だけで、配置地域の偏在があります。

現行では、生活支援コーディネーターを配置した事業所には、一事業所につき350万円が委託費として配分されていますが、この額では業務の専任化を図ることは難しいと考え、委託費の増額と増員を求めました。その結果、2024年度からの3年間で18か所の増加案が示されました。

また、支援コーディネーターになるための「資格」は問われません。川崎市のコーディネーターに対する「専門性と質の向上」へのサポート体制の構築も重要な課題です。



「介護予防」をとりまく課題

議会での質疑により、居宅介護支援事業所において、約4割が予防ケアプランの新規依頼に対応できる体制にないことが明らかになりました。要支援者の訪問型サービスについて、訪問介護員等が不足している深刻な実態も浮かび上がりました。

さらに、サービスの受け皿づくりと訪問介護員(ヘルパー)等の処遇改善が緊急の課題です。

にもかかわらず、今回の報酬改定における、「訪問介護員等の処遇」について「基本報酬引き下げ」という激震が走りました。

この「引き下げ」に伴い、「処遇改善加算制度」が設けられましたが、訪問介護事業者は、小規模・零細事業所も多く経営が厳しい上に、煩雑な加算事務手続きに対応できる人材がありません。

議会の質疑では、事務負担の軽減化を図り、加算請求しやすい環境の整備を求めました。加算手続きにかかる相談窓口の設置など、市として支援する体制を約束させました。

介護予防の具体的な取り組み

「要支援・要介護状態になることの予防」「要支援・要介護状態の軽減もしくは悪化の防止」の観点から、「生活機能低下の危険性を早期に発見し、軽い段階から短期・

集中的な対応を行うこと」が基本方針です。

この間のセンターなどへの相談事例から「骨折などによる急激なADL(日常生活動作)の低下」「膝の痛みなどで徐々にADLが低下」「認知症などにより、周りから見ると支援が必要だが、利用者が相談をしない」「健康維持のための相談や閉じこもりがちの人などの対応」の4つに対象者を整理して、昨年モデル事業を行ってきました。

これにより一定の改善効果が見られたことから、今年度から事業拡大の予定です。さらに、「医療と介護の連携強化」の視点から、「脳血管疾患や骨折等」による後遺症での退院後のリハビリテーションの継続体制の確保、生活の場における「在宅療養を支える多職種間の連携の強化」など、サービスの充実化に引き続き取り組んでまいります。

「介護医療院」の整備について

前回の「いきいき長寿プラン」では、1床も整備できませんでした。市内の介護療養病床のうち、255床は昨年度末での廃止が決まっています。特別養護老人ホームにおける「看取り」も一層重要な課題になっていることから、「医療依存度の高い高齢者の入所」などを対象に、整備は必須です。

今回の計画では100床の整備目標が示されていますので、当面は着実な整備を督促していきます。

高齢者の飼養するペット問題

入院や入所などで、ペットの飼養ができなくなった場合の引き取り手を探すことが、「センター」などの大きな負担になっています。

まず、「ペット飼養の情報」が介護保険の申請手続き段階で「把握をすることができない」現状があります。なんとか改善のために、当局と議論を進めています。

ICTの活用(電子申請)について

介護保険手続き全般において、ICTの積極的な活用により事業の効率化は、負担軽減および人材不足対策としても必須です。

介護認定調査については、昨年12月から、介護認定調査員やケアマネージャーの負担軽減を目的に、タブレット端末が導入されたことは前述の通りです。

その一方で、ケアプラン作成に必要な介護認定情報の閲覧申請は、昨年4月から電子申請が可能となりました。しかし12月までの電子申請は全体のわずか0.43%と、あまり活用されず、ケアマネ等が電子申請を忌避している現状も明らかになったことから、利用促進に向けての研修やサポート体制の課題が明らかになりました。

介護保険手続き全般で、電子申請を推進する取り組みも議会で求めました。電子申請しても回答は紙で郵送される現状を改善し、「認定情報をオンラインで安全かつ簡便に閲覧できるようなシステムの早急な構築」などの検討を約束させました。

地域の皆さんからのご意見が「いきいき長寿プラン」の運用の是非を決定するといっても過言ではありません。引き続き、いろいろなご意見をお寄せ下さいますようお願い申し上げます。(2024年3月末現在)